八代市競争入札参加資格変更申請の手引

【工事】

《 入札参加資格変更申請システムURL 》

https://www.denshin-go.jp/y20234/Website/F50/F5000_HenkoLogin.aspx

＊＊＊ インターネットで上記URLへアクセスし、申請を行ってください。 ＊＊＊

八代市ホームページ（https://www.city.yatsushiro.lg.jp/）に、上記ＵＲＬへのリンクを掲載しています。

ホーム＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿

※申請事業所地域区分について

申請する事業所（本社、支社等）の所在地（市内、市外）により、次のとおりです。

市内業者	「**八代市内の事業所において競争入札参加を希望する者**」のうち、当該事業所が**本社**（建設業法第3条の許可を受けている営業所のうち、主たるもの）であるもの
準市内業者	「**八代市内の事業所において競争入札参加を希望する者**」のうち、当該事業所が**本社以外**（入札及び契約に係る権限を委任された支社等）であって、市が定めた要件を満たすもの（市の認定が必要）
市外業者	上記以外の者

1.　データ入力・提出書類作成等の要領

・入札参加資格変更申請システム（以下「変更システム」という。）にログインして入力を行ってください。
・ログインＩＤとパスワードが不明な場合、再発行の申請をしてください。
申請方法は八代市のホームページを参照してください。
ホーム＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿＞競争入札参加資格に関する様式
＞「入札参加資格審査申請システムに関する様式」
パスワードのみ不明の場合は変更システムで再発行ができます。操作説明書を参照してください。
・変更システムの各ＳＴＥＰにおける留意事項と添付書類については、下の表を参照してください。
・入力が完了すると「入札参加資格申請書記載事項」が印刷できます。今回の変更内容が記載されますので、控えとしてお使いください。（提出は不要です。）
・申請後は変更システムから申請受付のメールが送信され、申請状態が「申請中」となります。
申請状態が「入力作業中」となっている場合は申請が完了していませんのでご注意ください。
・申請内容等に不備等があり受理できないときは差戻の処理をします。その場合、変更システムに申請者として入力されたメールアドレスあてにメールが届きますので、変更システムで内容を修正のうえ速やかに再度申請を行ってください。
・申請データ又は添付書類に、故意に虚偽の事実を記載し、又は重要な事実の記載をしなかった場合は、有資格者名簿への登録ができません。また、登録後にこれらの行為が発覚した場合は、有資格者名簿登録の取消し又は指名停止を行うことがありますので、十分注意してください。

【添付書類について】
・指定様式は変更システムのＳＴＥＰ９およびＳＴＥＰ１０でＥｘｃｅｌファイルをダウンロードのうえ使用してください。（任意様式で可のものについてはこの限りではありません。）
・すべてＰＤＦ形式にしてアップロードしてください。押印が必要なものは、押印のうえ、ＰＤＦ形式にしてください。ファイルサイズが大きくて２ＭＢを超える場合は分割してＳＴＥＰ９またはＳＴＥＰ１０の予備の添付箇所へアップロードしてください。

変更する項目	STEP	変更入力･提出書類作成要領
共通　　※必須	1	必要に応じて申請者の情報を入力してください。 ※今回の変更申請について確認が必要な場合の連絡先にしてください。
建設業許可更新	1	建設業許可番号に更新後の番号を入力してください。
	10	No.２に更新後の建設業許可通知書を添付してください。
経営事項審査更新	1	経営事項審査基準日に更新後の経審通知書に記載の基準日を入力してください。 【注意】STEP2の客観点数･平均完成工事高･技術者数は変更しないでください。
	10	No.１に更新後の経審規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書を添付してください。
商号又は名称	1	本社情報（商号・名称・ﾌﾘｶﾞﾅ）を入力してください。
	9	【法人の場合】No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】No.２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。

		支社等に委任している場合は、No.１に委任状を添付してください。
		使用印鑑が変更となる場合は、No.３に使用印鑑届を添付してください。
		吸収・合併・営業譲渡による場合は、その経緯がわかる資料の写しを予備１に添付してください。
	10	吸収・合併・営業譲渡による場合は、必要に応じてNo.１に新規受審の経審通知書を添付してください。
		変更後の建設業許可証明書をNo.２に添付してください。 吸収・合併・営業譲渡による場合は、No.２に建設業許可通知書又は建設業許可証明書を添付してください。
代表者･役職名	1	本社情報（代表者肩書・代表者氏名）を入力してください。 ※代表者が八代市内居住の場合、代表者住所・代表者ﾌﾘｶﾞﾅ・代表者生年月日も入力してください。
		市内業者の場合、緊急連絡先と電話所有者等（緊急連絡先の所有者）を入力してください。 ※緊急連絡先は、確実に連絡がとれる携帯電話番号等にしてください。
	3	系列会社届出入力に資本関係・人的関係の入力がある場合は変更をしてください。 新たに関係が発生した場合も入力してください。 ※系列会社届出入力の対象となるのは、建設工事について八代市に指名願を申請している事業者のみです。 ※系列会社の八代市競争入札参加資格の有無については「くまもと県市町村電子入札システム」で確認できます。 くまもと県市町村電子入札システム ＞ 入札情報公開サービス＞ 有資格者情報の検索
	9	支社等に委任している場合は、No.１に委任状を添付してください。
		【法人の場合】No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】No.２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。
		使用印鑑が変更となる場合は、No.３に使用印鑑届を添付してください。
		代表者の住民登録が八代市の場合、No.５に八代市税の完納証明書を添付してください。
		代表者の住民登録が八代市の場合、No.６に市税等滞納有無調査承諾書を添付してください。
	10	個人の場合、No.２に建設業許可証明書を添付してください。
役員	3	代表取締役、取締役のいずれかの系列会社届出入力に変更がある場合は入力してください。 ※監査役、執行役員、会計参与等の変更は入力不要です。 ※系列会社届出入力の対象となるのは、建設工事について八代市に指名願を申請している事業者のみです。
	9	系列会社届出入力に変更がある場合は、No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。

本社住所	1	必要に応じて申請事業所地域区分を変更してください。 ただし、以下の場合は翌年度からの適用となります。 ・市外業者→市内業者
		本社情報（郵便番号・都道府県・市町村以下住所・電話番号・FAX 番号）を入力してください。 ※市内業者で、申請事業所所在地域（校区）が変更となる場合は入力してください。
	9	支社等に委任している場合は、No.１に委任状を添付してください。
		【法人の場合】No.２に履歴事項全部証明書（商業登記簿謄本）を添付してください。 【個人の場合】No.２に代表者の身分証明書を添付してください。 身分証明書とは・・・本籍地の市区町村役場で発行する破産者等ではないという証明 ※申請日から遡って３ヶ月以内に発行したものであること。
使用印	9	No.３に使用印鑑届を添付してください。
委任先名称	1	委任先（工事）の情報（委任先カナ・委任先名称）を入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
		No.３に使用印鑑届を添付してください。
	10	No.３に建設業許可申請時に添付し、申請する営業所の記載がある「営業所一覧表」を添付してください。
委任先所在地	1	委任先（工事）の情報（郵便番号・都道府県・所在地・電話番号・FAX 番号）を入力してください。 ※準市内業者で、申請事業所所在地域（校区）が変更となる場合は入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
	10	準市内業者の場合のみ、次の書類をまとめてNo.１９に添付してください。 営業所の外観の写真（営業所の看板等が写っているもの）・不動産登記簿、賃貸借契約書等の営業所の使用権限を確認するための書類）
受任者	1	準市内業者の場合、緊急連絡先と電話所有者等（緊急連絡先の所有者）を入力してください。 ※緊急連絡先は、確実に連絡がとれる携帯電話番号等にしてください。
		委任先（工事）の情報（代表者肩書・代表者氏名・e-mail）を入力してください。
	9	No.１に委任状を添付してください。
新規委任 ※委任先が八代市内の場合、市内に委任先を置いて1年以上経過していること。	1	必要に応じて申請事業所地域区分・申請事業所本社支店区分を変更してください。 ただし、以下の場合は翌年度からの適用となります。 ・市外業者→準市内業者
		業種の工事の委任に☑をしてください。
		準市内業者のみ、申請事業所所在地域、緊急連絡先と電話所有者等（緊急連絡先の所有者）を入力してください。 ※緊急連絡先は、緊急に連絡とれる携帯電話番号等にしてください。
		委任先（工事）の情報をすべて入力してください。

4	準市内業者のみ､委任される営業所に配置された技術者について入力してください。 配置とは・・・当該営業所を主な勤務地とし、本社や他の営業所と重複していないこと
5	準市内業者のみ、委任される営業所に配置された使用人（技術者以外の者）について入力してください。 配置とは・・・当該営業所を主な勤務地とし、本社や他の営業所と重複していないこと
6	準市内業者で、委任前に舗装工事を希望しており、委任後も継続して希望する場合のみ入力してください。 ※年度途中での希望業種の追加はできません。
9	No.１に委任状を添付してください。
	No.３に使用印鑑届を添付してください。
	準市内業者の場合のみ、No.５に八代市税の完納証明書を添付してください。
	準市内業者の場合のみ、No.６に市税等滞納有無調査承諾書を添付してください。
10	No.３に建設業許可申請時に添付し、申請する営業所の記載がある「営業所一覧表」を添付してください。
	準市内業者のみ、No.６に経営事項審査時提出の技術職員名簿を添付してください。
	準市内業者のみ、ＳＴＥＰ４で入力した資格のうち、技術職員名簿に記載がない資格について確認できる書類をNo.７に添付してください。
	準市内業者のみ、ＳＴＥＰ４で入力した技術者のうち、技術職員名簿に記載がない者について、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類をNo.８に添付してください。
	準市内業者のみ、建設業許可変更申請時に添付した営業所専任技術者に係る証明書（「専任技術者証明書」又は「専任技術者一覧表」）をNo.９に添付してください。
	準市内業者のみ、ＳＴＥＰ５で入力した使用人について、直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類をNo.１０に添付してください。
	準市内業者で、委任前に舗装工事を希望しており委任後も継続して希望する場合のみ、次の資料を作成し添付してください。 ① 舗装工事施工体制調書　No.１１へ添付してください。 ② 舗装技術者実務経験調書　No.１２へ添付してください。 ③ 舗装用機械調書　No.１３へ添付してください。 ④ 舗装機械写真台帳　No.１４へ添付してください。 上記③、④について該当がない場合も「該当なし」と入力し添付してください。
	準市内業者のみ、No.１７に「準市内業者認定申請書」を作成し添付してください。
	準市内業者のみ、「営業所配置職員調書」を作成しNo.１８に添付してください。 ・委任先の営業所に配置される職員について入力してください。 ・受任者、専任技術者及びその他の職員は同一人が兼ねてもよい。 ・少なくとも１名以上が常時営業所にいること。

		準市内業者のみ、次の資料を作成しまとめて№.１９に添付してください。 ①　営業所の外観の写真（支社等の看板が写っているもの） ②　営業所使用の権限を確認するための書類（不動産登記簿、賃貸借契約書等） ③　営業所の内部の写真（電話・ファクシミリ・什器類・備品類・帳票等・使用印鑑が営業所にあることがはっきりわかるように写したもの） ④　建築設備の使用実態を確認するための資料（電気・上下水道・浄化槽等建築設備の使用実態がわかる使用量通知書、領収証等の３ヶ月分の写し） ⑤　タイムカードの写し（受任者及び専任技術者については直近３ヶ月分、その他の職員については１ヶ月分） ※受任者は週に３日又は３０時間以上勤務していること。
委任の取下げ	1	必要に応じて申請事業所地域区分・申請事業所本社支店区分を変更してください。
		支社等への委任をやめる場合は業種の工事の委任の☑をはずしてください。
		本社情報（e-mail）を入力してください。
メールアドレス	1	該当するメールアドレスを入力してください。（申請者・本社・委任先） 【注意】指名通知等を受け取るメールアドレスの変更は、くまもと県電子入札システムで代表窓口情報（連絡先メールアドレス）を変更してください。
技術者の追加	4	追加したい技術者について入力してください。
	10	ＳＴＥＰ４で入力した資格が確認できる書類を№.７に添付してください。
		ＳＴＥＰ４で入力した技術者の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を№.８に添付してください。
技術者の削除	4	削除したい技術者の削除チェックボックスに☑をしてください。
使用人	5	追加したい使用人について入力してください。
	10	ＳＴＥＰ５で入力した使用人の直接的かつ恒常的な雇用関係が確認できる書類を№.１０に添付してください。
希望業種の取下げ	2	希望を取り下げる業種の希望チェックボックスの☑をはずしてください。 「特定／一般」～「技術者数」のデータを削除してください。
廃業・ 指名願いの取下げ		メインメニュー画面で、『廃業・指名願い取下げの場合はこちらにチェックを入れてください。→□』に☑をしてください。
希望業種の追加 ※年度の途中で希望業種を追加することはできません。 追加ができるのは、入札参加資格審査申請（追加）の時期だけです。	1	経営事項審査基準日に経審規模等評価結果通知書兼総合評定値通知書に記載の基準日を入力してください。
		市内業者又は準市内業者で、とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄを追加する場合のみ、経審通知書をもとに、『※「とび・土工・ｺﾝｸﾘｰﾄ工事」希望者のみ入力』に入力してください。
	2	追加する業種の希望チェックボックスに☑をしてください。 経審通知書をもとに「特定／一般」～「技術者数」に入力してください。 ※市外業者の場合、経営事項審査において「完成工事高」に実績がない業種は申請できません。
	6	市内業者又は準市内業者で、舗装工事を追加する場合のみ入力してください。

		№１に経審通知書を添付してください。
	10	市内業者又は準市内業者で舗装工事を追加する場合のみ、次の資料を作成し添付してください。 ①　舗装工事施工体制調書　　№１１へ添付してください。 ②　舗装技術者実務経験調書　　№１２へ添付してください。 ③　舗装用機械調書　　№１３へ添付してください。 ④　舗装機械写真台帳　　№１４へ添付してください。 上記③、④について該当がない場合も「該当なし」と入力し添付してください。

2. 個人情報の利用目的等について

八代市長が、競争入札参加資格変更システム入力データ及び添付書類（以下「変更申請書等」という。）により取得する個人情報は、次のとおり利用し、第三者に提供します。

なお、変更申請書等により取得する個人情報については、入札参加資格変更申請の審査事務にのみ利用し、他の目的で利用又は提供することはありません。

1．入札参加資格変更申請の審査事務
2．入札参加資格を得た者に対する指導監督等の事務
3．有資格者名簿の公開（競争入札参加有資格者の名簿は、くまもと県市町村電子入札システム入札情報公開サービス内の有資格者情報にて公表しますのであらかじめご了承ください。）
4．法令に基づく場合及び個人情報の保護に関する法律第 69 条第２項各号の規定による利用又は提供

3. 問い合わせ先等

問い合わせ先	〒866-8601 熊本県八代市松江城町 1-25 八代市役所 契約検査課 （八代市役所　３階） 電話番号：0965-33-4120(直通)　Fax 番号：0965-30-7585 (直通)
八代市 ホームページ	**【競争入札参加資格変更申請に関する記事】** ホーム＞くらし・行政＞分類から探す＞しごと・産業＞入札・契約＞登録申請・名簿

参考１　地方自治法施行令　第１６７条の４第１項　（一般競争入札の参加者の資格）
普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。
一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者
二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

参考２　八代市競争入札参加資格審査申請要領　第３条第２項　（競争入札参加者の資格）
市長は次の各号のいずれかに該当すると認められる者を競争入札に参加させないことができる。
（１）市税を完納していない者
（２）申請書又はその添付書類に、故意に虚偽の事実を記載した者
（３）営業に関し、許可又は認可（以下「許可等」という。）を必要とする場合において、当該許可等を得ていない者
（４）同種の営業を引き続き１年以上営んでいない者